

児童虐待を受けている方のための 弁護士による法律相談

支援者（親類、教員、児童相談所職員等）の方へ

児童虐待を受けている可能性があり、法的な支援が必要と思われる児童がいたら、法テラスをご案内ください。支援者の方も、支障がない限り法律相談に同席いただけます。

電話等による申込み



虐待を受けている
子ども（18歳未満）
又は子どもを支援する大人

相談例

お父さんがお母さんを殴るのを見るのが嫌でたまりません。止めようとすると僕も殴られます。

お父さんと2人暮らしですが、お父さんが帰ってきません。



親から無視されたり、「ごみ」「しね」などひどいことを言われます。

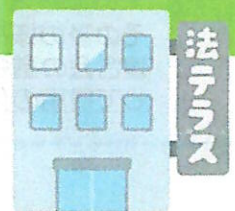
一緒に住んでいるお母さんの恋人に体を触られるので、家に帰りたくありません。お母さんも信じてくれません。



日本司法支援センター
法テラス

担当の弁護士を選任

ご希望をうかがい、法律相談の日程などを調整します。



弁護士と法律相談



場所

弁護士の事務所、法テラスの事務所、状況によって学校や児童相談所等
電話やオンラインによる相談もできます。



相談料

以下の基準を満たす方は無料です。
基準を超える場合は、5,500円（税込）がかかります。

子ども本人が自由に使える現金・預貯金の合計額が300万円以下
（虐待する保護者の管理下にある子ども名義の預貯金等は計算に含みません。）



法律相談後の弁護士の活動

● 子どもの安全を図る活動

法的アドバイスを行うとともに、状況に応じ、児童相談所へ通告して子どもの一時保護につなげるなどを行います。

● 子どもが安心して生活できる環境を調整

必要に応じ、弁護士が子どもの代理人となって、親や関係機関と交渉を行うこともあります。

● 子どもの代理人として活動

親権者変更等の裁判手続が必要な場合には、子どもを代理して、手続の申立てや、裁判手続における活動を行うこともあります。

利用に関するQ&A

Q1 この法律相談は、どのような制度ですか。

児童虐待のほか、DVやストーカーの被害にあわれている方が、いち早く弁護士による法律相談を受けることができる制度（DV等被害者法律相談援助と言います。）です。
通報や通告を除き、相談内容が外部に漏れることはありません。



Q2 支援者（親類、教員、児童相談所職員等）が、本人に代わって相談することは可能ですか。

相談の予約や利用方法に関するお問合せについては、支援者の方から連絡いただくことが可能ですが、法律相談は、虐待を受けている子ども（18歳未満）本人に受けていただく必要があります。
支援者が同席できる場合がありますので、お問合せください。

Q3 相談した弁護士にその後の対応も依頼したいのですが、費用を支払えるか心配です。

その後の様々な手続のために、弁護士が子どもの代理人となる場合の費用については、日本弁護士連合会の基金による「子どもに対する法律援助」をご利用いただける場合があります。本人の状況に応じて費用の負担がない場合があります。



どこに相談したらいいかわからない、弁護士に相談するお金がない…
そんな時は法テラスへ。一人ひとりにあった支援をお探しします。

受付時間：平日 9時～21時 土曜 9時～17時



なくことないよ
0120-079714
法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援専用ページ

